

都城工業高等専門学校技術相談等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドライン(平成27年2月4日理事長裁定)に基づき、都城工業高等専門学校(以下「本校」という。)における技術相談等に関し、必要な事項を定める。

(技術相談の定義)

第2条 本規則における技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、相談者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。

(技術相談の申請)

第3条 技術相談の申込者(以下「相談者」という。)は、技術相談申込書(別紙様式第1号)を校長に提出するものとする。

(技術相談の受入れ)

第4条 本校は、教職員の教育・研究業務に支障のない範囲内で実施することが可能な場合において、技術相談を受け入れるものとし、次の各号に掲げる場合は、受入れをしないものとする。

- (1) 技術保証等のために機構又は本校の名称を利用することのみを目的とする場合
- (2) 技術相談の結果に基づく相談者の事業や活動に、本校が過度の責任を負うことを求められる場合
- (3) その他、校長が相談を受け入れるべきでないと判断する場合

(技術相談の受入れの決定)

第5条 第3条の申請があったときは、地域連携テクノセンター長が、受入れの可否及び指導担当者を推薦し、校長に報告しなければならない。

2 校長は、前項の受入れを決定したときは、指導担当者及び相談者にその旨を通知するものとする。

(技術相談料)

第6条 初回及び2回目の技術相談料は、無料とする。

2 3回目以降の技術相談料は、1時間につき5,400円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

3 相談者が、相談期間終了後に、前回と明らかに異なる相談内容で申請した場合は、初回の技術相談とする。

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合など校長が適当と認めるものについては、技術相談料を無料とすることができる。

- (1) 公的機関からの申込みの場合
- (2) 相談者が、申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合

- (3) 一般社団法人霧島工業クラブ会員企業
- (4) 一般社団法人宮崎県工業会会員企業
- (5) 特定非営利活動法人みやざき技術士の会の正会員が所属している企業
- (6) その他、校長が適当と認める場合
(技術相談料等の決定)

第7条 前条2項における技術相談料については、2回目の技術相談時に、指導担当者及び相談者において、相談内容及び相談時間等を協議するものとする。

2 相談者は、技術相談を継続して行おうとするときは、改めて技術相談申込書(継続)(別紙様式第2号)を校長に提出するものとする。

3 本校出納命令役は、前項により提出された様式により、技術相談料を調査決定の上、相談者に請求するものとする。

(技術相談報告書の提出)

第8条 指導担当者は、技術相談報告書(別紙様式第3号)を初回又は第2回目の相談終了後速やかに、及び相談期間終了後、30日以内に校長に提出しなければならない。

(必要経費)

第9条 相談場所が学外である場合の交通費、技術相談の過程で分析等を実施した場合の費用等(以下「必要経費」という。)は、技術相談料とは別に、本校出納命令役が相談者に請求するものとする。

(技術相談料等の納付)

第10条 相談者は、第7条に定める技術相談料を第3回目の技術相談開始前までに納付しなければならない。

2 相談者は、第9条に定める必要経費を所定の期日までに納付しなければならない。

(技術相談料等の返還)

第11条 既納の技術相談料等は、本校の都合により、受入れを取り消した場合以外は返還しない。

(秘密保持契約)

第12条 指導担当者は、技術相談の結果、ノウハウ等を提供する場合は必要に応じて、その旨を総務課総務企画係に報告しなければならない。

2 前項において相談者は、秘密保持契約に関する必要な手続を行わなければならない。

(成果有体物の提供)

第13条 指導担当者が技術相談の過程で、相談者に成果有体物の提供を行う場合は、予めその旨を総務課総務企画係に報告しなければならない。

2 前項において相談者は、研究成果有体物提供契約に関する必要な手続を行わなければならない。

(知的財産の取扱い)

第14条 相談者は、技術相談の過程又は結果、指導担当者の寄与により知的財産が生じた場合は、本校に書面で通知するものとする。

2 指導担当者は、技術相談に関連してなされた発明等について、特許等を受ける権利が発

生ずる場合は、相談者と権利の持分、手続、費用負担等について協議の上、発明等届等を校長に提出しなければならない。

(共同研究(技術指導)契約・受託研究・受託試験等)

第15条 指導担当者は、相談者と協議した結果、共同研究、受託研究又は受託試験等を行うこととなった場合は、その旨を総務課総務企画係に報告しなければならない。

2 指導担当者は、相談者と協議した結果、共同研究を行うこととなった場合で、次の各号の全てに該当する場合は、その旨を総務課総務企画係に報告しなければならない。

(1) 期間及び指導回数が特定される場合

(2) 技術指導の対価のほかに交通費等の必要経費の徴収が必要となる場合

(3) 教職員の指導の下で学校の研究設備・機器等を使用する場合

3 前2項において相談者は、本校共同研究取扱規則又は本校受託研究取扱規則により必要な手続を行わなければならない。

(雑則)

第16条 その他技術相談に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。